

試験日	2020年9月12日
入試種別	大学院（修士課程）入学試験問題
学部・研究科	法学研究科
科目名	憲法
解答例又は採点時の評価ポイント	
<p>採点時の評価ポイント</p> <p>(1) ヘイト・スピーチも表現行為であるため憲法21条1項の保障が及ぶと考え、思想の自由市場論や対抗言論の原則について説明しながら、規制には抑制的であるべきとする方向性と、ヘイト・スピーチがその対象となっている特定の人々の表現行為を委縮させる効果をもたらすことを指摘しながら、規制を進めていくべきであるとする方向性が考えられる。表現の自由を保障することの意義や優越的地位への言及があってもよい。</p> <p>(2) 司法消極主義と司法積極主義の説明をするにあたり、「違憲審査をすること自体をめぐる消極主義と積極主義」と「違憲判決を出すことをめぐる消極主義と積極主義」との違いを理解していることが求められる。そのうえで、日本の最高裁判所は、違憲判決を出すことについては消極主義であり、違憲審査をすること自体については積極主義であることを指摘するとよい。</p> <p>(3) 権力分立の意義、ならびに、モンテスキュー流の古典的な三権分立について説明したうえで（ロックの二権分立に言及してもよいが必須ではない）、各国がそれを継承するにあたり、さまざまなバリエーションが生まれていることを述べる。そして、日本国憲法が採用する三権分立が三権の対等性を重視しているのか、あるいは、国会優位の三権分立を採用しているとみるべきか、それぞれの憲法上の根拠を挙げながら説明するとよい。</p>	